

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和2年12月18日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和2年度総合福祉センタートイレ修繕
(2) 物品・委託役務管理番号	18020099
(3) 物品委託役務内容	総合福祉センタートイレの洋式化等改修
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市総合福祉センター
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	修繕請負契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月30日まで又は平成29年1月1日～令和2年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和2年12月18日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和2年12月18日～ 令和3年1月14日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和2年12月18日～ 令和2年12月25日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 社会福祉課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0932 /ファックス番号 082-423-8065 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年1月5日～ 令和3年1月14日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年1月12日～ 令和3年1月13日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年1月14日 午前10時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場ですぐの入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和2年度総合福祉センタートイレ修繕仕様書

1 修繕名称：令和2年度総合福祉センタートイレ修繕

2 履行場所：東広島市総合福祉センター

3 履行期間：契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

4 概要

- (1) 既設の和式便器（この便器に関するタンク、紙巻器、排水管等を含む。）10基を撤去処分する。この撤去後の空間に、温水洗浄機能付き洋式便器5基を新設するとともに、便器と給排水設備、電気設備を接続しトイレを使用可能な状態にする。
- (2) 既設の和式トイレブース10か所を撤去及び処分するとともに、新たにトイレブース5か所を設置する。
- (3) 洋式便器に更新した女子トイレ各個室にベビーシートを設置する。
- (4) 既存の紙巻器11個を撤去及び処分するとともに、洋式化後の便座の位置に合わせて棚付二連紙巻器6基を新設する。
- (5) 洋式便器に更新した女子トイレ各個室にトイレ用擬音装置を設置する。
- (6) 既存の手すり5本を撤去及び処分する。
- (7) 床タイルを張り付ける。（改修に伴い撤去が必要となった部分）
- (8) 上記（1）から（7）までの結果不要となる排水管等の撤去、壁面等の補修、モルタル等による和式便器設置場所の埋戻しを行う。

5 使用材料、数量等

別紙1「総合福祉センタートイレ修繕数量等明細書」及び別紙2「設計書」のとおり

6 作業位置図

別紙3「修繕箇所図及び現況写真」のとおり。

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 本修繕の実施にあたっては、この仕様書によるほか、国土交通省官房営繕部が制定した建築工事標準詳細図（最新版）及び公共建築工事標準仕様書（建築工事編・機械設備工事編・電気設備工事編）（最新版）に定めるところによる。
- (2) 別紙1及び別紙2に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (3) 本修繕は、関係する法令等を遵守して実施すること。
- (4) 本修繕において必要となる電気、水道用水は受注者が用意すること。ただし、履行場所にある設備を有償で使用できるものとし、使用に係る費用の負担は受注者が負担するものとする。なお、その費用については、作業期間における実費弁償分を求めることとし、詳細については受注者、発注者及び施設管理者の三者で協議の上、決定する。

- (5) 使用材料において色の選定が必要なものは各材料に設定されている標準色の中から選定することとし、受注者、発注者及び施設管理者の三者で協議の上、決定する。

8 事前確認

修繕箇所の事前確認は、事前に申し出た上で、令和2年12月24日までのセンター休館日(毎月第2、第4日曜日)を除く発注者が認めた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。

(質問書提出期限：令和2年12月25日)

9 注意事項

- (1) 本修繕の実施期間中、履行場所付近の住民、隣接地所有者及び施設利用者等の日常生活に影響をおよぼさないよう、安全対策など十分配慮すること。
- (2) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (3) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款(以下「約款」という。)第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (4) 本修繕において、履行場所に備え付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に扱うこと。
- (5) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (6) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させないように配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取扱に注意すること。
- (7) 本修繕にあたり解体、撤去した器具等については、受注者の責任において適切に処分すること。
- (8) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (9) 本修繕に係る契約不適合責任は約款に定めるとおりとする。
- (10) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (11) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (12) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団等の排除に関する要綱(平成21年東広島市訓令第47号)(以下「暴力団排除要綱」という。)に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (13) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとることとし、損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。
- (14) その他、本修繕に関して疑義が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

東広島市健康福祉部 社会福祉課 福祉総務係

電 話 (082) 420-0932

FAX (082) 423-8065

(2) 修繕対象施設

東広島市総合福祉センター

東広島市西条町土与丸1108番地

別紙1 総合福祉センタートイレ修繕数量等明細書

フロア	修繕場所	現況	修繕項目					修繕後	その他																								
			和式2基の撤去 及び洋式1基設置	便座 (暖房機能・洗浄機能)	建具付け替え (内開き⇒外開き)	ベビーシート設置	棚付二連紙巻器																										
1階	男性用	和式2基	○	○	○	×	○	洋式1基	<p>(1) 便器の洋式化 【参考型式例示】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>LIXIL</td> <td>TOTO</td> </tr> <tr> <td>①便器</td> <td>C-P25S</td> <td>C480N</td> </tr> <tr> <td>②便座</td> <td>CW-KA21</td> <td>TCF6542</td> </tr> <tr> <td>③紙巻器</td> <td>CF-AA64</td> <td>YH650</td> </tr> </table> <p>(2) トイレブース 【参考型式例示】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>文化シヤッター</td> </tr> <tr> <td>①マニ樹脂化粧合板</td> <td>プレクリン PC-NA-1-BM 高さ 1,880 mm</td> </tr> <tr> <td>②錠</td> <td>TB1913 (外開き錠)</td> </tr> <tr> <td>③扉</td> <td>ステンレス</td> </tr> </table> <p>(3) ベビーシート 【参考型式例示】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>LIXIL</td> </tr> <tr> <td>銅 (防錆処理)、ABS 樹脂</td> <td>AC-OK-21F</td> </tr> </table> <p>(4) 配管・電気設備等一式 ①各便器・タンク・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。 ②暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、各トイレ個室に1口以上の電源コンセント(100V)を敷設し、暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。 ③作業により不要となる箇所(和式便器の敷設跡等)はモルタル等で埋戻し、凹凸を平準化すること。</p>	使用機材	LIXIL	TOTO	①便器	C-P25S	C480N	②便座	CW-KA21	TCF6542	③紙巻器	CF-AA64	YH650	使用機材	文化シヤッター	①マニ樹脂化粧合板	プレクリン PC-NA-1-BM 高さ 1,880 mm	②錠	TB1913 (外開き錠)	③扉	ステンレス	使用機材	LIXIL	銅 (防錆処理)、ABS 樹脂	AC-OK-21F
	使用機材	LIXIL	TOTO																														
①便器	C-P25S	C480N																															
②便座	CW-KA21	TCF6542																															
③紙巻器	CF-AA64	YH650																															
使用機材	文化シヤッター																																
①マニ樹脂化粧合板	プレクリン PC-NA-1-BM 高さ 1,880 mm																																
②錠	TB1913 (外開き錠)																																
③扉	ステンレス																																
使用機材	LIXIL																																
銅 (防錆処理)、ABS 樹脂	AC-OK-21F																																
女性用	和式2基	○	○	○	○	○	洋式1基																										
2階	男性用	和式2基	○	○	○	×	○	洋式1基																									
	女性用	和式2基	○	○	○	○	○	洋式1基																									
3階	男性用	和式2基	○	○	○	×	○	洋式1基																									
	女性用	洋式2基	×	×	×	×	○	<p>【参考型式例示】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>LIXIL</td> <td>TOTO</td> </tr> <tr> <td>紙巻器</td> <td>CF-AA64</td> <td>YH650</td> </tr> </table>	使用機材	LIXIL	TOTO	紙巻器	CF-AA64	YH650																			
使用機材	LIXIL	TOTO																															
紙巻器	CF-AA64	YH650																															

※ (注意) 3階女性用トイレは修繕済のため、便器の洋式化等は対象外。棚付二連紙巻器のみ新設(既存撤去)。

令和2年度

修繕名	総合福祉センタートイレ修繕
-----	---------------

施行主体	東広島市
業務施行箇所	東広島市西条町土与丸1108番地

内訳

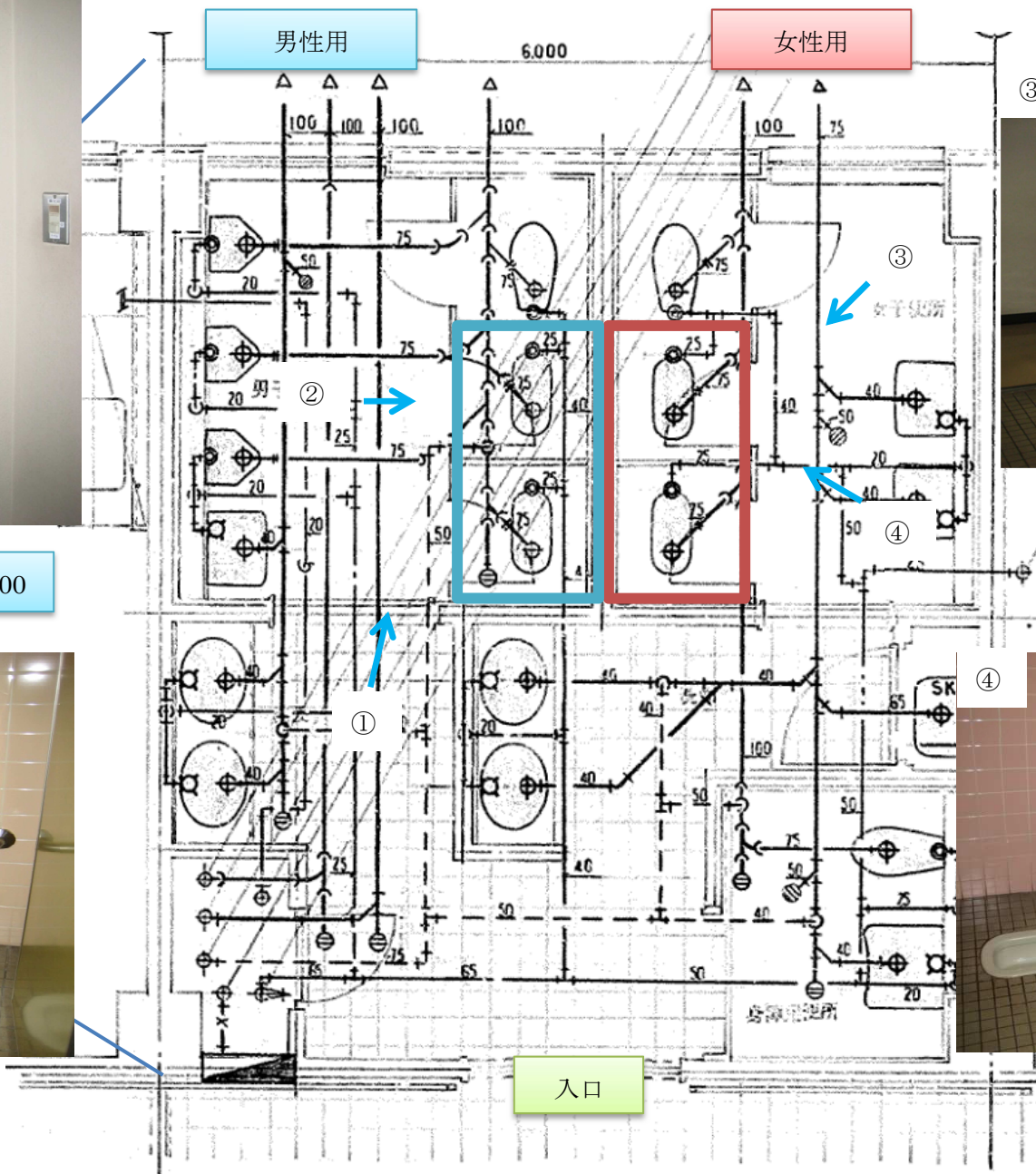
	名称	数量	単位	単価	金額	備考
	トイレ取替え					
1	既存便器の解体撤去(手すり共)	5	ヶ所			
2	土間コンクリート打設工	1	式			モルタル荒補修
3	排水管布設工	1	式			VUΦ75
4	既設給・排水管撤去工	1	式			
5	床タイル補修工	1	式			50角タイル
6	コンセント設置工	1	式			
7	床置洋式大便器	5	台			参考型式 : 別紙1のとおり
8	床置洋式大便器フラッシュバルブ	5	個			
9	フラッシュバルブ配管セット	5	組			
10	大便器用スパッド	5	個			
11	大便器用床排水フランジ	5	個			
12	大便器用取付木ねじ	5	組			
13	温水洗浄便座(ウォシュレットS1)	5	台			参考型式 : 別紙1のとおり
14	温水洗浄便座接続金具	5	個			
15	横型おむつ交換台	2	台			参考型式 : 別紙1のとおり
16	紙巻器の設置	6	個			参考型式 : 別紙1のとおり
17	トイレ用擬音装置の設置	2	個			YES400DR
18	器具搬入取付費	1	式			
19	和風アタッチメント用踏み台	5	台			RC-504F
20	既存手すりの撤去	5	本			
	トイレブース設置					
1	メラミン化粧合板	1	式			メラミン樹脂化粧合板(パネル厚40mm)
2	既存ブースの取り外し	1	式			処分共
3	その他諸経費	1	式			
	小 計					
	消費税					
	合 計					

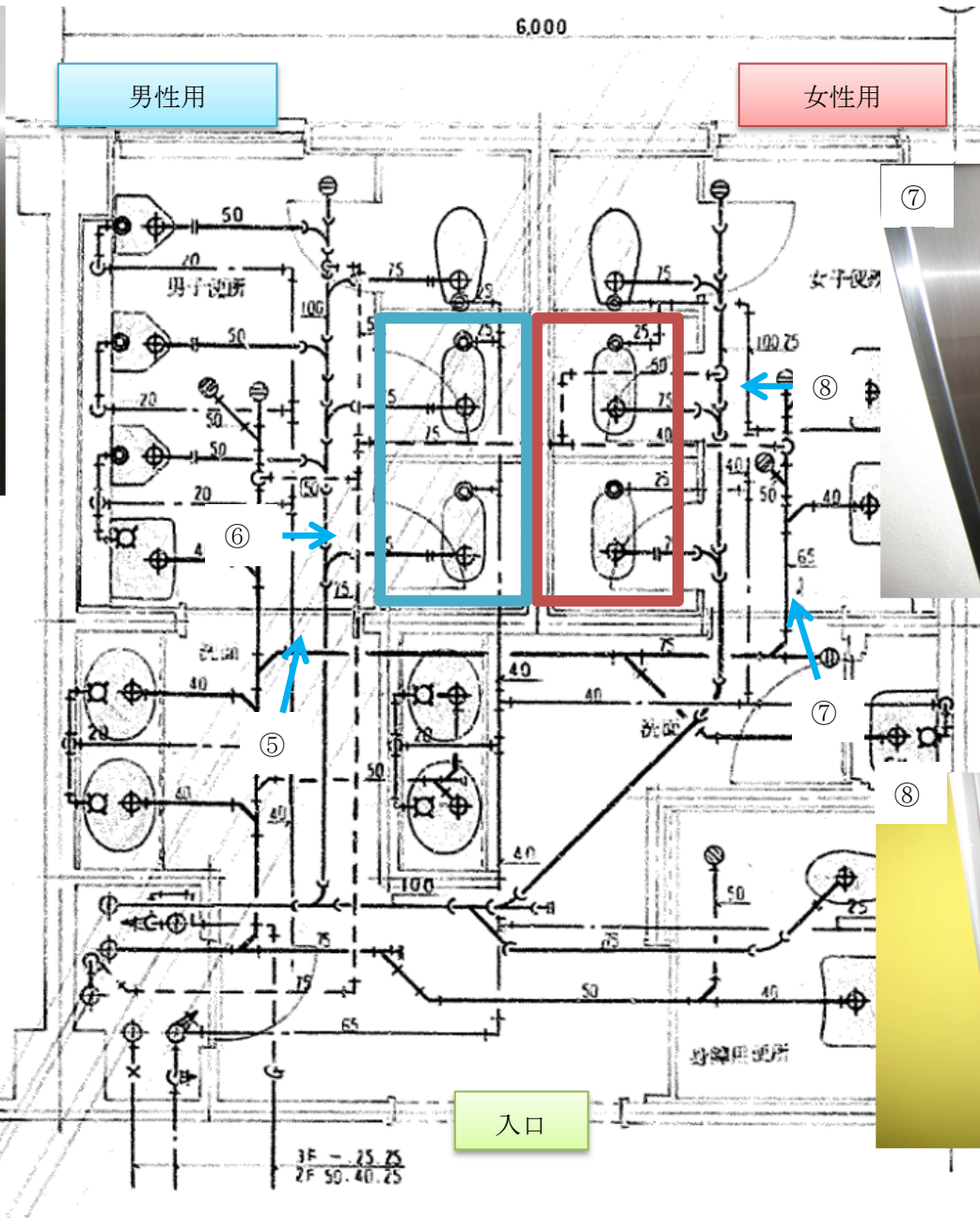
別紙3 修繕箇所図及び現況写真

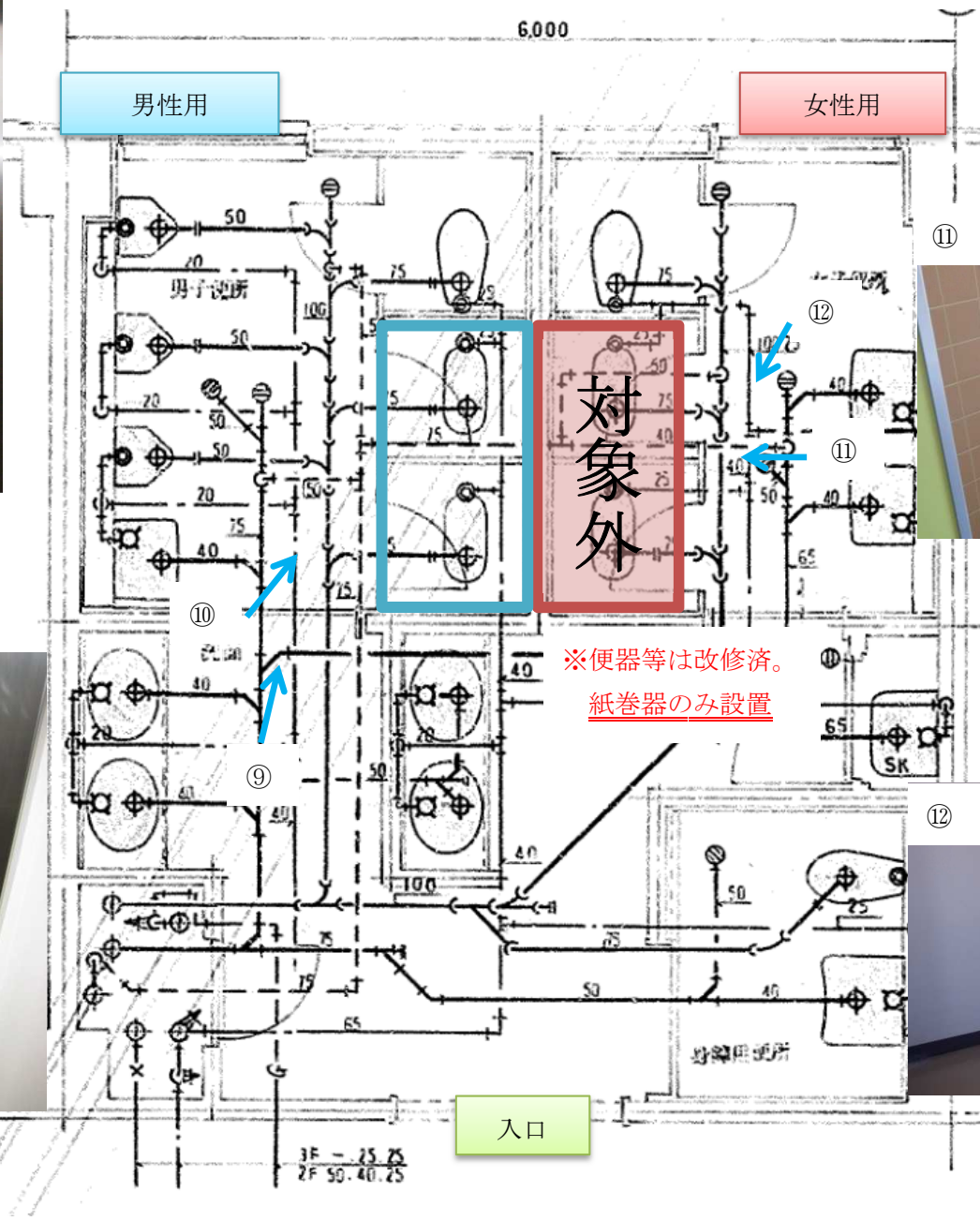
1階 男・女



6500







改修後のイメージ

男性用

既設の洋式便器（改修しない）



改修後の洋式便器



踏み台



※既存の手すりは撤去すること。
※紙巻器は新しいものを洋式化後に調整して設置すること

女性用

既設の洋式便器（改修しない）



改修後の洋式便器



踏み台



ベビーシート（開いた状態）

